



Machikoe(マチコエ)連載 Vol.10

問 参加と協働推進室 ☎0422-70-4033

最終報告会(第4回全体会)を開催します

マチコエの活動がスタートしてから、2年がたとうとしています。これまでに総勢460人を超える市民ボランティアが活動参加しました。メンバーは、市内のイベントでシールアンケートを行ったり、ワークショップを実施したりして、集まったまちの声を基に議論を重ね、市へ政策を提案するという「新たな市民参加」を実践してきました。そんなマチコエの活動もいよいよラストパートに差し掛かろうとしています。

最終報告会では、全23グループから政策提案の概要を報告し、提案書を市に提出します。当日の様子はオンラインで傍聴可能です。皆さんからいただいた声がどのような「カタチ」になったのか、ぜひ一緒に見届けてください。

日 7月8日(土)午後1時～5時(予定。途中入退室可)

申 7月1日(土)までに申し込みフォーム(右記QRコード)へ



基本構想の改正に向けたワークショップを実施しました

無作為抽出で集まった市民の皆さん84人に参加いただき、「20年後の未来の三鷹にどのようなまちであってほしいか」について、四つのテーマに分かれてワークショップを行いました。マチコエのメンバーはワークショップの企画段階から携わり、当日の説明・進行やファシリテーターなどを務めました。



◆“シン・ミタカ、始動。”Webアンケートにご協力ありがとうございました
延べ591人の方から回答をいただき、こんな三鷹になってほしいというアイデアが1,313件集まりました。アンケートの結果は、今後マチコエホームページで公開する予定です。

地域ブランド「ミタカビト」 掲載希望事業者を募集中

問 三鷹商工会 ☎0422-49-3111 (平日午前9時～午後5時30分)

事業者が抱える課題の解決や支援を目的に、昨年度、同会が新たに立ち上げた地域ブランド「ミタカビト」。事業者の強みや魅力などを専門のクリエイターと杏林大学の学生が取材で掘り起こし、同ブランド公式サイト [HP](https://mitakabito.com/) <https://mitakabito.com/> や SNS で広く PR します。

申 7月18日(木)までに同会 ☎0422-49-3111 または申し込みフォーム(右記QRコード)へ



育児支援ヘルパー養成講座

問 子ども家庭支援センターりぼん ☎0422-40-5925

育児支援ヘルパーとしての心構えや新生児への関わり方などを学びます。受講後はヘルパー資格不要の有償ボランティアとして、地域で活動できます。

日 ①7月27日(休)午後2時～4時30分、②9月25日(月)午前9時30分～午後4時35分(全2回)

人 30歳以上の心身ともに健康で、保育などの援助経験がある方、看護師・保健師・助産師免許または保育士資格を有する方

所 教育センター(②午後は総合保健センター)

申 7月19日(木)までに必要事項(11面参照)・経験内容を子ども家庭支援センターりぼん ☎0422-40-5925 ・FAX 0422-29-9667 へ

※①に参加できない場合、令和6年1月20日(土)の同講座に替えることができます。

6月30日 まで ガーデニングフェスタ2023 緑の風景写真を募集中

問 NPO法人花と緑のまち三鷹創造協会 ☎0422-46-2081

市民の皆さんの自宅の庭やお気に入りの緑の風景写真を募集しています。写真は作品集に掲載するほか、同フェスタ会場や展示会などでパネル展示します。



昨年の「四季を楽しむ庭部門」応募写真

- ①わたしの庭部門
- ②四季を楽しむ庭部門
- ③私の緑のお気に入りのスポット部門

主 市、三鷹市市民緑化推進委員会

人 在学・在勤を含む市民(③は在活動を含む)

申 6月30日(金)までに同協会へ(各部門1人1点、全部門への応募可)

◆注意事項

募集要項(同協会、緑と公園課(市役所5階56番窓口)、コミュニティセンター、市ホームページで入手)を必ずご確認ください。



そんなときは生活・就労支援窓口にご相談ください 問 同窓口 ☎0422-24-6083



経済的な理由などで不安や心配を抱えている方の相談に専門の相談員がお応えし、関係機関と連携しながら状況の改善を支援します。一人で悩まず、まずは気軽にご連絡ください。

日 平日午前8時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

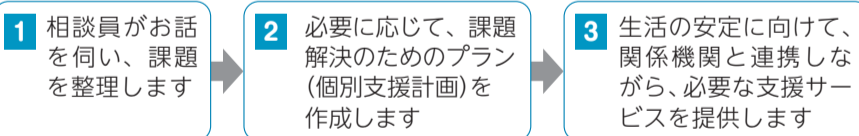
所 市役所2階

※生活保護を受給している方は対象になりません。

こんな相談に応じます

- 収入がなくなり生活が不安だ
- 収入より支出が多い
- 家賃が払えず家を出なければならない
- ずっと働いていないので就職が不安だ
- 引きこもりやニートで悩んでいる など

相談支援の流れ



消費者相談窓口から 449

「スマホで簡単に稼げる」とうたう副業に関するトラブルが増加しています！

問 消費者相談窓口 ☎0422-47-9042

相談事例 1 インターネットで「簡単に稼げる」という副業の広告を見て、事業者のサイトを開き SNS の登録をした。SNS に収入を得ている人の情報が次々に届いたので、それを信じてマニュアルを購入した。しかし、マニュアルを読んでも、簡単にもうかるとは程遠い内容だった。マニュアルの代金を返してほしい。(50代・女性)

相談事例 2 「スマホで簡単にもうかる副業」と書かれた広告を見て、SNS の登録をして情報商材(※)を購入した。その後、事業者から電話があり「有料のサポートプランに入らなければもうからない。高額なプランほど手厚いサポートを受けられる」と言われた。高額な有料プランを契約したが、指示通りの作業をしても、もうからないので解約したい。(60代・男性)
※副業や投資で高額収入を得るためのノウハウなどと称し、インターネットで通信販売している情報のこと。購入するまで内容が分からないため、広告や説明と違い、あまり価値がない情報の場合があります。

アドバイス

相談事例の通り、副業の多くは、支払った料金を超える利益が得られるものではありません。

スマートフォンの利用者が増え、広告に気軽にアクセスできることから、若者や高齢者を問わず被害が増加しています。事例2のように電話で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリングオフにより契約を解除することができます。クーリングオフ期間は限られているため、速やかに通知を送付しましょう。また、クレジットカードで決済した場合には、直ちにカード会社に連絡し、事情を説明しましょう。

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。情報商材を購入しても、簡単にお金を稼げることはありません。困ったときは、すぐに消費者相談窓口または消費者ホットライン ☎188 にご相談ください。